

茨城県報

第 7 4 8 9 号

昭和61年10月2日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●字区域の変更(3件)(地方課)	1
●有害興行の指定(県民生活課)	6
●救急医療協力診療所の指定(医療整備課)	7
●救急告示診療所の指定取消(")	8
●保安林指定の解除予定(林業課)	8
●換地計画の審査(農地管理課)	8
●換地計画の決定(")	9
●土地改良法に基づく換地処分(2件)(")	9
●土地改良法に基づく更正換地処分(")	9
●道路の区域変更・供用開始(8件)(道路維持課)	9
●海岸保全区域の指定(2件)(河川課)	13
●都市計画事業の認可(2件)都市施設課)	14

告 示

茨城県告示第1311号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により大宮町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から生ずるものである。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字小野字大林 2013の1, 2014の1, 2015, 2016の1, 2017, 2018の1から2018の3まで, 2029の1, 2031の1

" 字根柄 792の2, 793の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字小野字反町に変更

大字小野字反町 1697, 1698の1, 1699の1, 1701の1, 1702の1, 1703, 1704の1, 2004の内, 2005の1, 2006の1, 2008の1の内, 2009の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字小野字日渡に変更

大字小野字後谷津 2051

” 字後高ノ倉 2309の2

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字小野字大林に変更

茨城県告示第1312号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により大穂町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から生ずるものである。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字栗原字上松見淵 3685, 3686の2

” 字上松見谷 4085の2

” 字松見原 4089の3

” 字手洗 4094の5

上記を大字玉取字上松見に変更

大字玉取字向山 2134, 2135

上記を大字玉取字十一面に変更

茨城県告示第1313号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により桜村長から土地改良事業に伴い、同村内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から生ずるものである。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字妻木字池ノ内 495の内

” 字谷淵 496の内, 498の2, 500の2, 501の2, 503の2, 504の2, 506の2, 508の内,
517の2の内

大字岡村新田字沼田 2の内, 3から20まで, 21の1, 23, 25の内, 26の内, 27の内, 28の内, 31
の内, 32の1の内, 32の2, 33の2, 34から43まで, 45, 47, 48の内, 49の内,
50の2の内, 52の内, 55の1, 56

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字岡村新田字東岡に変更

大字東岡字山王田 2の内, 3の内, 4の内, 5, 9の内, 11の内, 13の1の内, 13の2の内, 13
の3の内, 18の内, 22, 24, 25, 26の2の内, 760の1, 760の2

- " 字西谷 29の内, 31の内, 32, 35, 36の1, 36の2, 37, 38の1, 38の2, 39の1, 39の2, 40の1, 40の2, 41の1, 41の2, 43から46まで, 49, 51, 53, 54の内
 " 字沼田 55, 57から61まで, 62の1, 62の2, 63から69まで, 71の1
 大字岡村新田字沼田 1, 2の内, 52の内, 53の内
 大字柴崎字山ノ崎 604の内, 605の内
 大字妻木字谷原 877の内, 878の内, 880の内, 883の内, 886の内, 888の内, 937の内, 938の内, 945の内, 946の内, 947の内, 948の内, 1306の内
 " 字堂山 1307の内, 1312の内, 1319の内, 1327の内, 1375の内
 " 字澗木 1376の内, 1378の内, 1379の内, 1380の内
 及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字東岡字東岡に変更
 大字柴崎字山ノ崎 600の内, 603の内, 604の内, 605の内
 " 字南 431の内
 大字東岡字山王田 1の内, 2の内, 3の内, 4の内
 大字妻木字川中子 1456の内, 1763の内, 1764の内, 1807, 1808の内
 及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字柴崎字山ノ崎に変更
 大字柴崎字池下 287の内, 288の1の内, 290の内, 292の内, 293, 295, 296, 297の内, 299の内, 300の内, 301の2, 304
 " 字ボツチ 305の内, 308, 309, 310の内, 314, 315, 316の内, 317の内, 318から320まで, 322, 323, 326の内, 327, 328, 329の内, 330の内, 331
 " 字南 388, 389の内, 390の内, 391, 392の1, 392の2, 393の内, 394の内, 395, 396の2, 397の3, 397の4, 398の内, 399の内, 400の内, 401の3, 402の2, 403から405まで, 407の2, 408の2, 409の2, 412から414まで, 416の1, 416の2, 417の1から417の3まで, 418から422まで, 423の1, 423の2, 424から426まで, 428, 430, 431の内, 436
 大字妻木字川中子 1808の内
 " 字鴻巣 2105の内, 2106の内, 2107の内, 2108の内, 2124の内, 2131の内, 2135の内, 2136の内, 2137の内, 2138の内, 2139の内, 2140の内, 2141の内, 2142の内
 " 字高野 2143の内, 2145の内, 2146の内, 2494の内, 2495の内, 2496の内, 2498の内, 2499の内, 2500の内, 2501の内, 2502の内, 2503の内, 2520の内
 及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字柴崎字南に変更
 大字柴崎字谷ツ向 214の内, 215の内, 230の1の内, 230の2の内, 241の内, 242の内, 243の内
 " 字池ノ下 244の内, 245の2, 246の2, 248の内, 249の2, 250の2, 251の2, 252, 253の内, 254の内, 255, 256の4から256の6まで, 258, 259, 261の2, 262, 264から266まで, 268から270まで, 272の2, 274の1, 274の2, 275, 276, 277の内, 278の内, 279の内, 280の内, 283, 284の1, 284の2, 285の1, 285の2,

286の内, 287の内, 288の1の内, 288の2, 290の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字柴崎字谷ツ向に変更

大字柴崎字小太郎 13の内, 15の内, 16の内, 17の内, 20の1の内, 20の2の内, 21の内, 25の内, 26の内, 27の内, 28の内, 29の内, 30の内, 31の内, 32の内, 33の内, 35の内, 37の内, 41の内, 42の内, 47の内

〃 字谷ツ向 211, 212, 213の内, 214の内, 215の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字柴崎字小太郎に変更

大字柴崎字小太郎 1, 2, 5から7まで, 11, 12, 13の内, 15の内, 16の内, 17の内, 20の1の内, 20の2の内, 21の内, 1140の1から1140の6まで

大字栗原字松見谷 3894, 3895, 4247から4250まで, 4250の2, 4257, 4260, 4260の2, 4271, 4272の1, 4272の2, 4273, 4274, 4275の2, 4278, 4282の内, 4283の2の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字栗原字下松見に変更

大字栗原字松見谷 3772の3, 3772の4, 3896の1, 3897から3904まで, 3906から3908まで, 3909の1, 3909の2, 3910から3913まで, 3915から3927まで, 3929から3932まで, 3934から3940まで, 3943から3945まで, 3952から3954まで, 3961から3968まで, 3970から3972まで, 3974の1, 3974の2, 3975, 3976, 3978から3980まで, 3982から3987まで, 3991から4012まで, 4014, 4015の1, 4015の2, 4016から4025まで, 4026の1

〃 字白幡 3928, 3933, 3951

〃 字上松見淵 3686の1

〃 字上松見谷 3687から3697まで, 3699から3704まで, 4081, 4081の2, 4082から4084まで, 4085の1, 4087, 4087の2

〃 字松見原 4089の1, 4089の2, 4090の1, 4090の2

〃 字手洗 4091の1, 4094の3, 4094の4

大字玉取字十一面 2143の3, 2145の2, 2150の2, 2151の1

〃 字矢崎 2574の2, 2588の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字栗原字上松見に変更

大字妻木字松見谷 4282の内, 4283の2の内

大字柴崎字小太郎 21の内, 25の内, 26の内, 27の内, 28の内, 29の内, 30の内, 31の内, 32の内, 33の内, 35の内, 37の内, 41の内, 42の内, 47の内

〃 字谷ツ向 213の内, 215の内, 217から226まで, 227の3, 227の4, 228, 229, 230の1の内, 230の2の内, 241の内, 242の内, 243の内

〃 字池ノ下 244の内, 248の内, 253の内, 254の内, 277の内, 278の内, 279の内, 280の内, 286の内, 287の内, 292の内, 297の内, 299の内, 300の内

〃 字南 389の内, 390の内, 393の内, 394の内, 398の内, 399の内, 400の内

- " 字ポツチ 305の内, 310の内, 316の内, 317の内, 326の内, 329の内, 330の内
- " 字山ノ崎 600の内, 603の内, 604の内
- 大字東岡字山王田 9の内, 11の内, 13の1の内, 13の2の内, 13の3の内, 18の内, 26の2の内
- " 字西谷 29の内, 31の内, 54の内
- 大字妻木字谷淵 481の1, 486, 489, 492, 493, 496の内, 508の内, 513, 514の2, 515の2, 517の2の内, 867の3
- " 字池ノ内 482の1, 483, 485, 491, 494, 495の内
- " 字谷原 868, 870, 877の内, 878の内, 880の内, 883の内, 886の内, 888の内, 937の内, 938の内, 940から943まで, 945の内, 946の内, 947の内, 948の内, 949から951まで, 953から955まで, 1305, 1306の内
- " 字弁天 889の2, 891の2, 934の2, 936の1, 936の2, 959
- " 字沖田 961の2, 962の2, 963の2, 964, 966, 967, 969の2, 971, 972の2, 1299の2
- " 字堂山 1300から1304まで, 1307の内, 1308, 1309, 1312の内, 1313, 1314, 1316, 1317, 1319の内, 1322から1326まで, 1327の内, 1328から1334まで, 1335の2, 1336, 1337の2, 1359の2, 1374, 1375の内
- " 字桑原 1340の2
- " 字大地下 1369の2, 1370の2, 1415の2, 1420の4, 1421の2, 1423の2, 1423の3, 1424の2, 1424の3, 1425の2, 1427の2, 1427の3
- " 字淵木 1372, 1376の内, 1378の内, 1379の内, 1380の内, 1381から1390まで, 1392から1395まで, 1397, 1399から1401まで, 1403から1414まで, 1443, 1446から1448まで, 1450から1452まで, 1454
- " 字川中子 1456の内, 1459, 1762, 1763の内, 1764の内, 1771
- " 字三王面 1759の2, 1760, 1761, 1777, 1778, 1779の2, 1781の2, 1782から1784まで, 1785の2, 1787の2, 1788, 1789, 1793から1795まで, 1796の2, 1798の2, 1800から1802まで, 1804, 1805
- " 字西田 1709
- " 字山王面 1810
- " 字鴻巣 1809, 2105の内, 2106の内, 2107の内, 2108の内, 2109, 2121から2123まで, 2124の内, 2127から2130まで, 2131の内, 2135の内, 2136の内, 2137の内, 2138の内, 2139の内, 2140の内, 2141の内, 2142の内, 2153から2162まで, 2164, 2166, 2168
- " 字高野 2143の内, 2145の内, 2146の内, 2149から2152まで, 2494の内, 2495の内, 2496の内, 2498の内, 2499の内, 2500の内, 2501の内, 2502の内, 2503の内, 2520の内, 2521から2523まで, 2528, 2529, 2535から2553まで, 2596, 2597, 2599,

2600の2, 2602, 2603, 2605, 2608, 2624から2627まで, 2629

" 字溝梯 2631, 2632, 2634, 2635, 2640, 2641, 2643から2645まで, 2676

" 字谷向 1142

大字岡村新田字沼田 25の内, 26の内, 27の内, 28の内, 29, 30の1, 31の内, 32の1の内, 48の内, 49の内, 50の2の内, 52の内, 53の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字妻木字妻木に変更

茨城県告示第1314号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により, 青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
243	映 画	につかつニュース 〈ザ・出産〉	に っ か つ
244	"	につかつニュース 〈羞 恥 心〉	"
245	"	制服みだれ咲き	大 蔵
246	"	裏	ジ ョ イ パ ッ ク
247	"	羞 恥 心	大 蔵
248	"	につかつニュース 〈ザ・衝撃〉	に っ か つ
249	"	ザ ショツキング ・ 衝 撃	"
250	"	真実はどこだ	東 活
251	"	につかつニュース ① ビデオルーム なまつば愛撫	に っ か つ
252	"	① ビデオルーム なまつば愛撫	"
253	"	ザ ・ 出 産	"
254	"	エキサイティング・エロ 熱 い 肌	ジ ョ イ パ ッ ク
255	"	女子大生ほとばしる快感	"
256	"	短篇予告 THE鎖 ゴールデン・シャワー	ニ ュ ー セ レ ク ト
257	"	短篇予告 下唇の熱い女	ヨ ヨ イ パ ッ ク
258	"	トレイシーローズの 禁 身 交 愛	ニ ュ ー セ レ ク ト

259	"	制服日記かいかん	大 蔵
260	"	半 熟 処 女	に っ か つ
261	"	HOMOキュラ in ぞろ目を狙え	E N K プ ロ
262	"	交換ギャル遊び	東 活
263	"	さ ら ば 友 よ	E N K プ ロ
264	"	ザ・ペッティング2秘戯	新 東 宝
265	"	SEXリボルバー 弾 を 握 る 女	ニューセレクト
266	"	ディーブ・グルメ 股 が る 婦 人 たち	"
267	"	THE鎖 ゴールデンシャワー	"
268	"	美女のはらわた	に っ か つ
269	"	にっかつニュース ＜美女のはらわた＞	"
270	"	短篇予告 薔 薇 の 懺 悔	ニューセレクト
271	"	短篇予告 ナルシスたちの森	"
272	"	短篇予告 SEXリボルバー 弾 を 握 る 女	"
273	"	短篇予告 ディーブグルメ 股 が る 婦 人 たち	"

茨城県告示第1315号

次の医療機関については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があつたので、同規則第3条の規定により救急医療協力病院に指定する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
木 村 医 院	筑波郡筑波町作谷1273
塚 原 医 院	土浦市桜町3-7-15

茨城県告示第1316号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づき、救急診療所として認定した次の医療機関は、その申出を撤回したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
正岡内科神経内科医院	古河市本町2-2-3

茨城県告示第1317号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9398の8, 9398の19
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第1318号

昭和61年5月14日付で認可申請のあつた小高地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和61年10月9日から昭和61年11月1日まで
- 3 縦覧の場所 麻生町役場

茨城県告示第1319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業恋瀬川右岸地区第1換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 昭和61年10月9日から昭和61年11月1日まで
- 3 縦覧場所 石岡市役所
千代田村役場

茨城県告示第1320号

昭和61年2月18日付け農管指令第97号をもつて認可した柴崎地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1321号

昭和61年8月27日付け農管指令第320号をもつて認可した小野地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1322号

昭和61年8月1日付け農管指令第304号をもつて認可した酒門堀下地区の更正換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年10月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村大字棚谷字沢田 2313番1地先から	旧	メートル 最大 12.00	メートル 748.00	
		最小 5.00		
久慈郡水府村大字棚谷字橋下り 904番2地先まで	新	最大 51.00	748.00	現道拡巾
		最小 13.00		

茨城県告示第1324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年10月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字山方 660番地から	旧	メートル 最大 16.00	メートル 718.00	
		3450-1番地まで 最小 2.50		
同郡 同町 大字山方字勢至堂 413-2番地から		最大 39.00	700.00	
		同郡 同町 大字山方字江下山 3450-1番地まで 最小 4.00		
同郡 同町 大字山方 660番地から	新	最大 21.00	1,990.00	
		同郡 同町 大字山口 5574番地まで 最小 3.50		
同郡 同町 大字山方字勢至堂 413-2番地から		最大 62.00	1,460.00	
		同郡 同町 大字山方字山口 5574番地まで 最小 12.00		

茨城県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年10月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字下村田 字坪上411番地先から	旧	メートル 最大 16.40	メートル 4,352.00	
		最小 7.30	4,840.00	
		最大 51.00		
		最小 22.00		
那珂郡大宮町566番3地先まで	新	最大 51.00 最小 22.00	4,840.00	不用地処分

茨城県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年10月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年10月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取水市取手1丁目 乙1568—3番地から	旧	メートル 最大 13.40	メートル 505.00	
		最小 8.20		
取水市取手1丁目 甲1034—2番地まで	新	最大 21.20 最小 16.00	505.00	現道拡巾

茨城県告示第1327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年10月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年10月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 富岡玉造常陸太田線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡金砂郷村大字下利員 字松原635—1番地から	旧	メートル 最大 26.00	メートル 1,600.00	
		最小 5.50		
久慈郡金砂郷村大字高柿 字宮渡120—8番地まで	新	最大 28.00	1,600.00	現道拡巾
		最小 9.00		

茨城県告示第1328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年10月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 静大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町字羽金堂 1227—1番地から	旧	メートル 最大 6.50	メートル 588.00	
		1173—4番地まで 最小 4.00		
同郡 同町 字羽金堂 1227—1番地から	旧	最大 41.50	380.00	
		1339—3番地まで 最小 13.00		
那珂郡大宮町石沢字梶内 1827—4番地から	新	最大 8.80	888.00	都市計画街路事業に よる区域変更
		1173—4番地まで 最小 3.50		
同郡 同町 石沢字梶内 1687—5番地から	新	最大 41.50	1,645.00	
		291—2番地まで 最小 7.00		

茨城県告示第1329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年10月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道新地上河合線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市島町字大町1366番地から
常陸太田市島町字岩井崎1050番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年10月2日

茨城県告示第1330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年10月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 下宮河内下利員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡金砂郷村大字赤土 字富山26番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.50	240.00	
		最小 4.00		
久慈郡金砂郷村上利員 字後原1362番1地先まで	新	最大 24.00 最小 14.00	240.00	現道拡巾

茨城県告示第1331号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定す
る。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 指 定 区 域

県 名	沿岸名	海 岸 名	地区海岸名	延長(m)	摘 要
茨 城 県	常磐沿岸	北茨城海岸	足洗地区海岸	1,239.5	

- 2 関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

＝ 茨 城 県 報 ＝

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

- 1 路 線 名 県道新地上河合線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市島町字大町1366番地から
常陸太田市島町字岩井崎1050番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年10月2日

茨城県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年10月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 下宮河内下利員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡金砂郷村大字赤土 字富山26番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.50	<small>メートル</small> 240.00	
		最小 4.00		
久慈郡金砂郷村上利員 字後原1362番1地先まで	新	最大 24.00	240.00	現道拡巾
		最小 14.00		

茨城県告示第1331号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定す
る。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 指 定 区 域

県 名	沿岸名	海 岸 名	地区海岸名	延長(m)	摘 要
茨 城 県	常磐沿岸	北茨城海岸	足洗地区海岸	1,239.5	

- 2 関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

茨城県告示第1332号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指 定 区 域

県 名	沿 岸 名	海 岸 名	地 区 海 岸 名	延 長 (m)	摘 要
茨 城 県	常 磐 沿 岸	高 萩 海 岸	赤 浜 地 区 海 岸	679.0	

2 関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

茨城県告示第1333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 勝田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・42 東石川高野線
- 3 事業施行期間 昭和61年10月2日から昭和66年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 茨城県勝田市大字東石川字六ツ野地内

茨城県告示第1334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和61年10月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 勝田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・41 西中根田彦線

3 事業施行期間 昭和61年10月2日から昭和66年3月31日まで

4 事業地

収用部分 茨城県勝田市大字東石川字六ツ野，字はしかべ，字内後及び字屋敷内並び
にはしかべ1丁目並びにはしかべ2丁目地内

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

＝ 茨 城 県 報 ＝

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所